

Q 平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法による指定医療機関として既に指定を受けているが、指定の継続を希望する場合、改めて指定申請する必要があるか。

A 指定申請いただく必要があります。
(指定申請いただかないと、平成 27 年 6 月末日をもって指定の効力が失われます。)

Q 指定の継続を希望する場合、いつまでに書類を提出すればよいか。

A 平成 27 年 6 月末日までに提出していただく必要があります。
(なるべく早めの提出をお願いします。)

Q 具体的に何を提出する必要があるか。

A 「指定申請書」及び「誓約書」を各 1 部ずつ、提出をお願いします。

Q どこに提出すればよいか。

A 医療機関（診療所・薬局）の所在地に応じた所管自治体あて提出（郵送可）をお願いします。

- ① 所在地が名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市以外の市町村となる場合
愛知県健康福祉部地域福祉課生活保護グループ
名古屋市中区三の丸 3-1-2
〒460-8501 ※郵送の場合、所在地記載は不要です（郵便番号のみで届きます）。
- ② 所在地が名古屋市内の場合
それぞれの区の区役所民生子ども課が提出先となります。
- ③ 所在地が豊橋市内、岡崎市内または豊田市内の場合
それぞれの市役所の生活保護担当課が提出先となります。